

さぬき市職員人権啓発推進員設置要綱（素案）

（趣旨）

第1条 さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本方針の理念及びさぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例（平成29年条例15号）第2条にのっとり、庁内における人権啓発を推進し、行政各般に人権尊重の理念を普及させ、職員がそれぞれの職務を通じてあらゆる人権課題の解決に全庁的に取り組み、もって人権尊重社会の実現を目指すことを目的に各課・室に配置する人権啓発推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、「人権尊重社会」とは、市民相互が人権を尊重することにより、偏見と差別のない幸せで明るい社会が確保され、もって誰もが政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができる社会をいう。

（設置）

第3条 推進員は、さぬき市行政組織規則（平成14年規則第3号）第2条及び第6条、さぬき市市民病院の組織及び所掌事務に関する規程（平成22年病院事業管理規程第3号）第9条、さぬき市議会事務局規程（平成20年議会告示第1号）第2条、さぬき市教育委員会事務局組織規則（平成14年教育委員会規則第4号）第2条に規定する課・室のほか、総合支所、会計課、監査委員事務局（以下「課等」という。）に人権啓発推進員を置く。

（選出）

第4条 推進員は、市民部人権推進課（以下「人権推進課」という。）が実施する人権啓発推進員研修（以下「推進員研修」という。）を修了した者の中から、所属長が課長補佐級の職員1名を指名する。ただし、課等にあつては課長補佐級職員が推進員研修の未修了又は課長補佐級職員の配置がない場合は、所属長を充てる。

（役割）

第5条 推進員は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- （1）各職場において、別に定める事項の推進に関すること。
- （2）各職場における人権に配慮した業務執行に関すること。
- （3）人権・同和問題の啓発に関する職員研修の提案に関すること。
- （4）市の人権施策に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、人権啓発の推進に関すること。

2 推進員は、必要に応じて人権推進課が招集する会議に参加すること。

（任期）

第6条 推進の任期は、原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 事務局を人権推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。